

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会開催要綱

令和 5 年 12 月

医薬局総務課

1. 趣旨

少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方、医療の担い手確保が困難になる中、在宅患者への夜間・休日等の緊急時や離島・へき地等での薬剤提供が課題として指摘されている。

また、薬局・薬剤師は、高度化、普及してきた I C T 技術等を活用しつつ、関係職種と連携しながら、専門性を発揮することも求められている。

加えて、令和元年改正薬機法により導入された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局や健康サポート薬局についても、上記の課題を踏まえつつ、その機能や果たすべき役割などを整理することが必要である。

このような薬局・薬剤師に関する諸課題について検討を行うため、有識者を構成員とする本検討会を設置する。

2. 検討項目

- (1) 夜間・休日や離島・へき地を含めた外来・在宅医療における薬剤提供のあり方
- (2) 認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能の在り方
- (3) その他

3. 構成員

- (1) 本検討会は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 座長は必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、医薬局長が開催し、本検討会の庶務は、医薬局総務課が行う。
- (2) 本検討会の下に、必要に応じて、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行う作業部会を設けることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに議事録を作成し、公表する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。